

令和4年1月17日

新型コロナウイルス感染症関連ニュース Vol.31 (※R2.4.13以降カウント)

※会員専用及び県民向けHPにも掲載しております。

(一社) 島根県歯科医師会

新型コロナウイルス感染症濃厚接触者の取り扱い変更について

厚労省より新型コロナウイルス感染症濃厚接触者の待機期間の短縮について事務連絡がありました。なお、本件内容については自宅療養や宿泊療養を行う体制が整った自治体について、感染急拡大が生じた場合に以下の対応を可能としている点ご注意ください。島根県に問い合わせたところ、県内各市町村の対応状況については、現在(1/17 14:00時点)調整中とのことです。今後随時情報提供いたします。

変更点

- (1) 濃厚接触者の待機期間を14日から10日に変更
- (2) 社会機能維持者(医療従事者含む)については10日を待たずに検査が陰性であった場合、待機を解除することができる

以下に(2)についての条件

㊦社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。

㊧無症状であり、核酸検出検査又は抗原定量検査(やむを得ない場合は、抗原定性検査キット)により検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。

㊨検査は事業者の費用負担(自費検査)により行い、核酸検出検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日(陽性者との接触等)から6日目、抗原定性検査キットを用いる場合は6日目と7日目にそれぞれ行うこと。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、別添確認書の①から⑤の対応を行うこと※とし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。

㊩いずれの検査方法を用いる場合でも、事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、

当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。

④待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

※

抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

①検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化していること。

☆研修については、厚生労働省のHPで公開される以下のWEB教材の関連部分を学習

・医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン

・理解度確認テスト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

②抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用すること。

③検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認すること。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認すること。

④検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認すること。

⑤検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めること。

☆について、濃厚接触者発生に備えて研修を受講しておくことをお勧めします。

※薬事承認を受けた検査商品一覧（抗原検査法）を本会HPに掲載しております。
HPでのご確認が難しい場合は、事務局（0852-24-2725）までご連絡下さい。